

#### (4) 担当保護司の複数指名

保護観察事件等の担当保護司の指名については、処遇規則第 43 条第 3 項（処遇規則第 111 条において準用する場合を含む。）において、保護観察所の長は、特に必要があると認めるときは、複数の保護司を指名することができる（以下、保護観察事件等において複数の担当保護司を指名することを「複数指名」という。）こととされている。

##### i 法務省の担当保護司の複数指名に関連する取組

複数指名に関して、平成 24 年提言では、新任保護司の育成を目的として先輩保護司との複数指名を実施することや、近年、保護観察対象者本人が複数の問題を抱えるケースや、知的障害を有する保護観察対象者と要介護状態の高齢者が同居するケースなど複合的な問題を抱えたケースが増加する傾向があるため、こうしたケースでの複数指名も考慮していくこととされている。

法務省は、保護観察事件等における担当保護司の複数指名の積極的な活用を進めるため、「保護観察等における担当保護司の複数指名について（通知）」（平成 25 年 4 月 26 日付け法務省保観第 42 号法務省保護局観察課長通知。以下「複数指名通知」という。）により、保護観察所長に対し、薬物事犯など複数指名を積極的に検討する事案や、「複数指名をする場合においては、指名する保護司の希望やニーズ等を十分考慮すること。保護司が希望する場合には、複数指名を不相当とする特段の事情がない限り、複数指名を積極的に検討すること」、「保護観察等の対象者及びその関係人に対し、複数指名における各担当保護司の役割等について、主任官及び担当保護司に説明させるなどして、その理解を得るよう努めること」などの留意点を示している。

#### 〔複数指名を積極的に検討する際の留意点〕

- i) 比較的問題が少ない事案であっても、経験年数の短い又は保護観察等の担当経験の少ない保護司と、保護観察等の担当経験が豊富な保護司との複数指名をすることにより、経験の少ない保護司が、一定の経験を有する保護司から、保護観察や生活環境調整の具体的な進め方や処遇技術等について学ぶ機会を作る。
- ii) 保護観察対象者とその家族等との関係の調整が必要な事案において、保護観察対象者とその家族等に対する面接等をそれぞれ主に行う役割を分担し、情報を共有しながら処遇を行う。
- iii) 学校や福祉機関等の関係機関との連絡調整が必要な事案において、保護観察対象者やその家族又は生活環境調整対象者に係る引受人等に対する面接を主に担当する保護司と、関係機関との連絡調整を主に担当する保護司という役割分担をし、情報を共有しながら処遇を行う。
- iv) 性別の異なる保護司を複数指名し、保護観察対象者やその家族等の心情に配慮しながら、各担当保護司が適宜役割分担をして接触を図る。
- v) 保護観察対象者又はその家族等から頻繁に相談が寄せられるなど対応の負担が大きい事案において、複数指名をすることにより保護司の負担の軽減を図る。
- vi) 保護観察期間が長期間に及ぶなど、保護観察期間中に担当変更が見込まれる事案において、一定期間、複数指名をすることによって円滑な担当変更を図る。

(注) 複数指名通知に基づき、当省が作成した。

また、法務省は、平成 26 年の基本的指針において、複数指名について、経験年数の少ない保護司ができるだけ早期に保護観察事件等を担当できるよう努めるための方策として、保護観察所は、「保護司の希望やニーズ及び事件の内容等を検討して、必要に応じて複数担当制<sup>(注)</sup>も活用すること」としている。

(注) 保護観察事件等について、複数の保護司で一件の事件を担当する方法であって、複数指名と同義である。以下同じ。

### (最近の動向)

法務省は、平成 31 年の改訂後の基本的指針において、「複数担当制を積極的に活用し、特に、経験年数の少ない保護司が初めて事件を担当する際は、原則として複数担当を検討すること」としている。

## ii 複数指名の活用状況

調査対象とした保護司 136 人における保護観察事件等の複数指名による担当状況について調査したところ、表 3-(1)-ア-(イ)-①のとおり、複数指名での担当実績がある保護司は 23 人 (16.9%)、実績がない保護司は 113 人 (83.1%) であり、複数指名を経験したことのある保護司は全体の 2 割弱であった。

表 3-(1)-ア-(イ)-① 調査対象保護司における保護観察事件等の複数指名による担当実績の有無

(単位：人、%)

区分	実績あり	実績なし
保護司	23 (16.9)	113 (83.1)

(注) 保護司への実地調査の結果による。

複数指名による担当経験がある保護司から、複数指名の効果に関する意見を聴取したところ、「経験豊富な保護司と共に事件を担当できて心強かった」、「経験の浅い保護司にとっては、経験豊富な保護司からノウハウを学ぶ場として有効である」など肯定的な意見が聴かれた。他方、複数指名のため「日程調整に苦労した」との意見が聴かれた。

### 〔複数指名による担当経験がある保護司の意見（主なもの）〕

- ・ 保護観察事件の担当経験が浅く不安がある中で、経験豊富な保護司と共に事件を担当できて心強かった。新任保護司が慣れるまでは必要な制度であると思う。(5 年目)
- ・ 最初の担当でもあったことから、どのように面接を進めればよいのか手探り状態であったが、ベテラン保護司のそばで、具体的な面接の進め方を見ることができたので、3 回目から単独で面接したがスムーズに進めることができた。ベテラン保護司と組んで実地にやり方を学ぶことは、新任保護司にとって有効であると思う。(3 年目)

- ・ 負担感は単独で担当する場合と大きく変わらないものの、相方の保護司からは「とても勉強になった」との意見が聞かれたことから、経験の浅い保護司にとっては、経験豊富な保護司からノウハウを学ぶ場として有効であると感じた。（26年目）
- ・ 生活環境調整対象者の家族には、女性しかいないため、主担当の男性保護司が家族との面談等を行う際に同行し、面談を一緒に行っている。初めて複数担当制を経験しているが、今回は、補助的な役割であり負担等は感じておらず、処遇方針等について同事件を担当している保護司と意見交換ができるため、より対象者のためになるような措置を講ずることができ有効であると感じている。（18年目）
- ・ 日程調整に苦労した。（20年目）、（9年目）、（23年目）
- ・ 報告書作成を2人で行うことが手間を要する。（23年目）

- （注）1 保護司への実地調査の結果による。  
2 各意見の文末の（ ）は、保護司の経験年数である。

また、複数指名による担当経験がない保護司から、複数指名についての意見を聴取したところ、「新任保護司に複数担当制により経験を積ませることは有効」、「新人保護司の育成だけではなく、ベテラン保護司にとっても勉強になり、対象者に対して異なるアプローチも可能」など肯定的な意見が聴かれた。中には、「複数の保護司で意見やアイデアを出し合うことで、対象者に対する処遇の質の向上につながると思う。今後、複数担当制による事件を経験してみたい」とする意見も聴かれた。一方で、「複数担当制とすると、保護司2人、対象者1人の計3人の日程調整が必要となり、さらに負担感が増す」、「2人での面接は対象者を圧迫する側面があるのではないかと感じている」などデメリットがあるとする意見も聴かれた。

#### 〔複数指名による担当経験がない保護司の意見（主なもの）〕

- ・ 保護司になって初めて保護観察事件等を担当して面接する際には、不安を感じるがあったため、新任保護司に複数担当制により経験を積ませることは有効であると感じる。（6年目）
- ・ 初めて事件を担当する場合は、ベテランの保護司に面接に同行してもらったり、いつでも相談ができたりするなど、担当保護司を複数指名した方が新任保護司の不安や負担が少なくなるのではないかと。（4年目）
- ・ 処遇活動に関する研修を受けているものの、具体的にどのように対処していくのか想像がつかないため、最初に担当する保護観察事件が複数担当制であれば、経験が豊富な保護司と一緒に心強い。（3年目）
- ・ 複数の保護司で意見やアイデアを出し合うことで、対象者に対する処遇の質の向上につながると思う。今後、複数担当制による事件を経験してみたい。（6年目）
- ・ メリットとして、i) 保護司間の連携による処遇活動の質の向上、ii) 長期間に及ぶ事件における円滑な担当変更（引継ぎ）などが考えられる。（5年目）
- ・ 複数担当制とすると、保護司2人、対象者1人の計3人の日程調整が必要となり、さらに負担感が増すように思う。（5年目）
- ・ 複数担当制は知らなかったが、もし複数の保護司で対象者を担当することになれば、責任の所

在が曖昧になりよくないのではないか。(5年目)

- 初めて対象者と面接を行う際に不安を感じたので、精神的負担の軽減に役立つのではないかと。対応が難しい状況等においても、担当保護司間で連携してチームとして対応できるほか、新任の保護司が経験を積む上でも有用な制度だと思う。(18年目)
- 近年、事件数が減少し、新任保護司が処遇活動の経験を積む機会が減っているため、ベテラン保護司と新人保護司の組合せ等による複数指名を積極的に活用すべき。新人保護司の育成だけではなく、ベテラン保護司にとっても勉強になり、対象者に対して異なるアプローチも可能となる。(16年目)
- 以前、主任官と2人で対象者と面接したところ、対象者はその場では模範的な回答をしていたが、後に「実は、あの時はあのように答えたが、本当は・・・」という出来事があったことから、2人での面接は対象者を圧迫する側面があるのではないかと感じている。本来、保護司の目的は対象者の更生であり、そのためには対象者側に立って考える必要があると思うが、複数担当制は保護司側に立った考え方であり、本末転倒ではないかと感じる。(16年目)

- (注) 1 保護司への実地調査の結果による。  
2 各意見の文末の( )は、保護司の経験年数である。

上記のとおり、保護司からは、複数指名のデメリットとして日程調整が負担であるとする意見が聴かれたことから、サポート役になる保護司に負担がかかっていることがわかった。

また、調査した保護司や保護司会からは、「3回目の面接から単独で対応できるようになり、短期間で独り立ちできるようになる」や、「新任保護司の独り立ちを阻害することも懸念されるため、最初の数回のみを複数担当制で対応させるようにすべき」とする意見が聴かれた。

これらの意見を踏まえると、状況に応じて最初の数回までを複数指名とするなど運用の工夫によって保護司の負担軽減を図る余地があると考えられる。

### 〔複数指名の活用に関する保護司・保護司会の意見(主なもの)〕

分類	意見
回数・期間	<ul style="list-style-type: none"><li>新任保護司をベテラン保護司と組ませて経験を積ませることで、対象者やその家族との接し方等への不安を解消し、一担当事件の<u>3回目の面接から単独で対応できるようになり、短期間で独り立ちできるようになる</u>ので、新任保護司に対しては積極的に複数担当制を実施すべき。(保護司会)</li><li>新任保護司がベテラン保護司と組んで行う担当経験は、実務を経験でき、新任保護司が早期に独り立ちする手段として有効である。ただし、ベテラン保護司に依存し過ぎてしまい、<u>新任保護司の独り立ちを阻害することも懸念されるため、最初の数回のみを複数担当制で対応させるようにすべき</u>である。(3年目)</li><li>保護司として委嘱されてから、3か月が経過した頃に、ベテラン保護司と組んだ1件のみ経験がある。最初の2回の面接で、ベテラン保護司の具体的な面接の仕方や処遇技術をそばで見せてもらい、3回目からは単独で対応した。(3年目)</li><li>自身が新任保護司のときに、約4年間保護観察事件等の担当経験がなく、処遇実績が</li></ul>

	<p>ないことに不安を感じた経験から、新任保護司に経験を積ませるための複数担当制については、有効であると考えている。しかし、ベテラン保護司の立場で複数担当制を経験してみて、面接する際に保護司同士の日程を調整すること、報告書作成を2人で行うことが手間であると感じた。</p> <p>なお、複数担当制により事件を担当した3か月後に、新任保護司から1人で対応できそうだと意見があった。これを受けて、自身及び新任保護司が主任官に対し、新任保護司専任で担当するよう申し出て、一定期間経過後、主任官の判断で複数担当制が解消された。(23年目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベテラン保護司として、複数担当制により新任保護司を指導したことが何件かある。新任保護司の多くが、初回の面接時に対象者とどのように接したらよいのか、対象者の家庭にどのように入っていけば良いのか等の不安を抱えているので、ベテラン保護司として2、3回接し方を示すことで、以降は、新任保護司が単独で面接できるようになり有効であると考えている。</li> </ul> <p>なお、新任保護司と同行するのは最初の2、3回までが限度であり、いつまでも同行すると新任保護司に甘えが生じること、<u>保護観察対象者やその家族が、新任保護司とベテラン保護司のどちらが主担当なのか混乱することが懸念されるため好ましくない。</u>(24年目)</p>
<p>日程調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数担当制で支障と考えられる日程調整については、①面接は必ず保護司が2人そろって対応しなければならないということではなく、どちらか一方と日程が合えば可能であり、不在の際の面接時の情報については後日情報共有すれば足りること、②実際に担当した保護観察事件の対象者が真面目で時間を守ってくれたため面接日時の再調整などの必要がなかったことから、支障はなかった。(24年目)</li> <li>複数担当制については、対象者の月2回の面接を2人で分けることができるのであれば、負担軽減に資すると思う。(17年目)</li> <li>複数担当制により実際に行う面接回数が少なくなるのであれば、日程調整も含めた負担軽減につながると思う。ただし、複数担当制を実施する場合には、担当する保護司間での面接時のやり取りに関する情報を適切に共有することが重要であると思う。(3年目)</li> </ul>
<p>報告書の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護司になってから初めて担当する生活環境調整事件の際、対象者を前回担当した保護司と複数担当制により担当した。対象者との面接は2人で対応し、報告書は面接等の後に情報共有を行い、一人が代表して作成し、連名にて提出した。(5年目)</li> <li>生活環境調整事件において、複数担当制を経験した。対象者の家族が全員女性であったため、保護観察所から女性保護司との複数担当制の打診があった。対象者の家へ訪問する際、女性保護司が同行し、報告書は私が代表して作成し、連名にて提出した。(7年目)</li> <li>新任保護司への指導のため、現在2件を複数担当制で行っている。面接の主導及び報告書の作成は私が行い、新任保護司はそばで見ること、面接の仕方や報告書の作成方法を勉強している。(21年目)</li> </ul>
<p>主副の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数担当制については、新任保護司に慣れてもらうためであれば、事件を一緒に担当することは有効だと考える。保護司としての経験にさほど差がない場合は、主任官に主担当、副担当を決めてもらいたい。(7年目)</li> </ul>

(注) 1 保護司及び保護司会への実地調査の結果による。  
2 各意見の文末の( )は、保護司の経験年数である。

調査対象とした17保護観察所管内の68保護区における複数指名の実施状況を調査したところ、表3-(1)-ア-(イ)-②のとおり、保護観察については、平成28年度は59件であったところ、29年度は62件にとどまり、複数指名の実績に顕著な伸びはみられない。

なお、平成30年度は10月までをみたところ、56件の実績がみられた。

表3-(1)-ア-(イ)-② 調査対象保護区における担当保護司の複数指名の実績

(単位：件)

区分	平成28年度	29年度
保護観察	59	62
生活環境調整	34	32
合計	93	94

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

調査対象とした17保護観察所管内の68保護区のうち複数指名の実績がある保護区を担当する保護観察官から、複数指名の効果に関する意見を聴取したところ、i) 経験年数の少ない保護司の求めに応じ相談相手の保護司を指名したことが、結果として対象者に対する良好措置<sup>(注)</sup>につながった、ii) 経験年数の大差ない保護司の負担感を軽減しつつ担当経験を積ませることができた、iii) 保護司の関わった事件の種類(少年事件、薬物事件等)ごとの経験の不足等による不安や負担感を補うことができた、などの効果のみられた事例に関する意見が聴かれた。

(注) 保護観察処分少年(1号観察対象者)の保護観察の解除、少年院仮退院者(2号観察対象者)の退院の申出等であり、保護観察所の長がその適否を判断する。

〔複数指名の実績がある保護区を担当する保護観察官の複数指名の効果に関する意見〕

- 対象者が少年である保護観察について、対象者宅の近くに住む、経験年数の少ない女性の保護司を指名した。しかし、その対象者の状態等から、当該保護司は対応に苦慮し、先輩の男性の保護司に相談していた。その後、担当保護司である女性の保護司から主任官に対し、男性保護司との複数担当制にしてほしいと申出があり、複数担当制を実施することにした。保護司2人で一緒に面接等を行った結果、対象者は再非行をすることなく、面接での態度も良好であったため、良好措置を採ることにつながった。保護司からは、複数担当制で良かったと言われ、また、対象者も感謝していると聞いている。(1件)
- 生活環境調整事件から引き続き保護観察事件も複数担当制で担当しているケースについては、当該保護区における事件数が少ない中、より多くの保護司に事件を担当させることで、不安や負担感の軽減を図ることを意図したものであり、経験年数の大差のない2人の保護司が相談しながら処遇活動を進めることができた。(6件)
- 経験年数の少ない保護司は、少年事件の担当経験はあったが、薬物事件は初めての経験であったため、同じ地区の経験年数の多い保護司との複数担当制とした。経験年数の少ない保護司にとっては、経験年数の多い保護司からの助言等を受けながら経験を積むことができるため、心理的な負担の軽減につながっている。(1件)

- 対象者が暴走族等不良グループとの交友がある点、異性との交際遍歴が多い点を考慮すると、新任保護司による処遇が困難なことが想定されたことから、その負担軽減を目的とした複数担当制を実施した。複数担当制を実施したことにより、新任保護司は、複数担当制でなければ対応が追いつかなかったため、助かったとしている。(6件)
- 管内の保護観察事件が減少し、事件を割り振ることのできない保護司が増加したことから、複数担当制を実施している。事件を複数の保護司で担当することにより、保護司一人当たりの精神的な負担は軽減される。(14件)
- 観察所管内は、全体的に保護司の担当件数が他都道府県と比較して多く、現状でも保護司は多忙な状況のため、あえて複数担当制にして、保護司をさらに多忙にさせることについては疑問がある。現状の原則単独担当制でも特に支障は生じていない。(3件)
- 保護司が2人で一つの報告書を作成するために、方針を合わせる必要があり、保護司同士のマッチングに課題がある。(6件)

(注) 1 保護観察所(保護観察官)への実地調査の結果による。

2 ( )内の件数は、各担当保護区における複数指名の実績(平成28年4月～30年10月)

複数指名の近年実績がない保護区を担当する保護観察官からは、「もともと事件数が少ない」とする意見が聴かれたほか、「保護観察対象者からみたときに、どちらの保護司が主担当なのか混乱する」、「保護司同士の指導方針が異なり円滑な処遇活動を行うことが困難となる場合が想定される」ため実施していないとする意見が聴かれた。この「混乱」については、調査した保護司からも、複数指名について、「保護観察対象者やその家族が、新任保護司とベテラン保護司のどちらが主担当なのか混乱する」などと指摘する意見が聴かれた(上記〔複数指名の活用に関する保護司・保護司会の意見〕参照)。

#### 〔複数指名の実績がない保護区を担当する保護観察官から聴取した意見(主なもの)〕

分類	内容
事件数が少ない等	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>もともと事件数が少ない</u>ので、複数担当とする状況にない。(仙台保護観察所保護観察官)</li> <li>複数担当制を活用することに適当と思われる事件がなかった。(函館保護観察所保護観察官)</li> <li>広範な保護区に保護司が散在している。(甲府保護観察所保護観察官)</li> <li>希望する保護司がいなかった。(名古屋保護観察所保護観察官)</li> </ul>
対象者が混乱する等	<ul style="list-style-type: none"> <li>飽くまで「保護観察対象者中心」に処遇を考えるため、一人の保護観察対象者に対して複数の保護司が担当すると、<u>保護観察対象者からみたときに、どちらの保護司が主担当なのか混乱する可能性がある。</u>(大阪保護観察所保護観察官)</li> <li>保護司間の役割(主と従)をはっきりさせ、相互の連携をしっかりと行わないと対象者やその家族に都合の良いように利用され、処遇上悪影響が出るおそれもある。また、複数担当制を持ち掛けても担当保護司が希望しないケースもある。(広島保護観察所保護観察官)</li> <li>犯罪歴を知る関係者をなるべく少なくしてほしいとの保護観察対象者本人や家</li> </ul>

	<p>族の希望があること、保護司が複数になることにより、調整すべき事項（面接場所の設定、対象者と保護司との相性等）が増加するため、これらの課題をクリアすることが必要であること、一人の保護司がじっくりと対象者と向き合って対応した方がよい場合など複数担当制になじまない事件がある。（和歌山保護観察所保護観察官）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護司同士の指導方針が異なり円滑な処遇活動を行うことが困難となる場合が想定されること</u>や、保護司同士の日程調整が困難である。（徳島保護観察所保護観察官）</li> </ul>
--	--

（注）保護観察所（保護観察官）への実地調査の結果による。

以上を踏まえると、複数指名制については、法務省が複数指名通知において、「保護観察等の対象者及びその関係人に対し、複数指名における各担当保護司の役割等について、主任官及び担当保護司に説明させるなどして、その理解を得るよう努める」こととされており、これは「混乱」の回避を目的としていると考えられるが、現場に十分に浸透していないように見て取れる。